

令和6年度 母子保健対策関係予算案の概要

(令和5年度予算) (令和6年度予算案) (令和5年度補正予算)
17,685百万円 → 17,581百万円 + 3,543百万円

第4回NIPT等の出生前検査に関する専門委員会

令和6年1月19日

参考資料
8

すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,523百万円 → 12,610百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 産後ケア事業の実施体制の強化【拡充】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、ユニバーサル化を進める中で支援の必要性の高い利用者に対しても適切なケアを行うことができるよう、当該利用者を受け入れた施設への加算の創設を行う（併せて補助上限額の6か所上限を撤廃する）。

(2) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援【新規】

- 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する薬に関する相談について、性と健康の相談センターが都道府県内の妊娠と薬情報センターの拠点病院に相談業務を委託し、その拠点病院に相談した際の費用の補助を行う。

(3) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設を利用する際の交通費等支援【新規】

- 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

(4) 妊婦訪問支援事業【新規】（※令和5年度まで安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- 妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

(5) 成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業【新規】

- 成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等を効果的に実施するため、厚生労働省が実施する女性の健康に関するナショナルセンターの一環として、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立成育医療研究センターにおける成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進する。

(6) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- ・ 医療機関や、相談支援等を行う地方自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- ・ 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体が発行する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(7) 母子保健対策の強化

- ・ 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- ・ 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(8) こどもの心の診療ネットワーク事業

- ・ 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- ・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- ・ 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- ・ 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- ・ 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- ・ こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- ・ 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(15) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- ・ 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(16) 不妊症・不育症に関する支援

- ・ 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアサポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- ・ 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

(17) 出生前検査認証制度等啓発事業

- ・ 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

【令和5年度補正予算】

- **「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業** 15億円
 - ・ 「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。
- **新生児マススクリーニング検査に関する実証事業** 10億円
 - ・ 都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力を行うことで、「新生児マススクリーニング検査」の対象疾患拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。
- **妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業** 1.4億円
 - ・ 都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。
- **母子保健デジタル化実証事業** 8億円
 - ・ マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に向け、2023年度中に構築する母子保健情報等の情報連携基盤（Public Medical Hub）の機能追加・拡充を目指し、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の早期共有や業務効率化を進める。
- **公費負担医療（未熟児養育医療等）オンライン資格確認実証事業** 1.1億円
 - ・ 公費負担医療（未熟児養育医療等）について、デジタル庁に置かれている情報連携基盤（Public Medical Hub）と連携するためのシステム要件定義等を行う実証研究を実施する。
- **産後ケア事業を実施する施設の整備** 次世代育成支援対策施設整備交付金 62億円の内数
 - ・ 産後ケア事業を実施する施設の整備費について、補助率1/2相当額を2/3相当額に引き上げ、各市町村の取組を推進する。

母子保健医療対策総合支援事業

令和6年度予算案 123億円（122億円）

- 妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や、健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

【対象事業】

1	こどもの心の診療ネットワーク事業	1.2億円（1.2億円）	8	予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業	1.2億円（1.1億円）
2	不育症検査費用助成事業	3.0億円（4.5億円）	9	母子保健対策強化事業	6.7億円（6.7億円）
3	妊娠・出産包括支援事業	74億円（75億円）	10	性と健康の相談センター事業	7.8億円（9.5億円）
	・産前・産後サポート事業			・特定妊婦等に対する産科受診等支援加算	
	・産後ケア事業【拡充】			・若年妊婦等支援強化加算	
	・妊娠・出産包括支援緊急整備事業			・出生前検査加算	
	・こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業			・HTLV-1母子感染対策加算	
	・妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県のみ）			・不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	
4	産婦健康診査事業	19億円（18億円）		・基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算【新規】	
5	多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	0.8億円（0.9億円）	11	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	1.2億円（1.3億円）
6	新生児聴覚検査の体制整備事業	3.5億円（3.5億円）	12	妊婦訪問支援事業【新規】	0.8億円
7	被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	0.02億円（0.05億円）	13	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【新規】	4.7億円

2 未熟児養育医療等

3,684百万円 → 3,557百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 こども家庭科学研究等の推進

947百万円 → 947百万円

- ・ 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第2期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的として実施する。

4 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 35百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

5 旧優生保護一時金の支給等

382百万円 → 381百万円

- ・ 都道府県において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援等を行う。

6 その他

114百万円 → 51百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。